

# 訪問看護ステーションえがお

## 運営規定

### (事業目的)

第1条 たじま医療生活協同組合が開設する訪問看護ステーションえがお(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員(以下「事業従事者」という。)が要介護状態、要支援状態の利用者について、安心して家庭で療養生活を送り、心身の機能回復、維持ができるよう、行政機関、健康福祉関係や各医療機関の主治医との連携の基、適正な指定訪問看護等を提供していくことを目的とする。

### (運営方針)

#### 第2条

1. 事業所の事業従事者は要介護状態、要支援状態者等の心身の特性をふまえて、可能な限り家庭で療養生活を営むことができるよう在宅での看護を行う。
2. 事業の提供にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・介護サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名 称 訪問看護ステーションえがお
2. 所 在 地 豊岡市江本 396-1 101
3. サテライト 豊岡市津居山 164

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する指定訪問看護等に関わる従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者：1名(常勤)

事業に従事する従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供にあたるものとする。

2. 看護職員：2.5名以上(常勤換算)理学療法士・作業療法士または言語聴覚士(実情に応じた適応数)従業者は訪問看護等の提供にあたる。
3. 効果的、効率的に事業の運営を図るために、必要に応じて理学療法士およびその他の職種について、適当数を配置することがある。その他の職員は事業の円滑な運営を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、たじま医療生活協同組合規定に準ずるものとし、次のとおりとする。

1. 営業日は月曜日から土曜日までとする。但し、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
2. 営業時間は平日午前8時45分から午後5時30分までとし、土曜日は午前8時45分から午後12時45分までとする。

(指定訪問看護等の提供方法)

第6条 当訪問看護ステーションの指定訪問看護等の提供にあたっては、各医療機関の主治医の訪問看護指示書を受け、これを基に訪問看護計画を作成し、訪問看護を行うこととする。

(指定訪問看護等の内容及び料金その他の費用額)

第7条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとし、指定訪問看護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、該当指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割又は2割の額とする。

- ①症状・障害の把握
  - ②入浴・清拭・洗髪等による清潔の保清
  - ③食事及び排泄等の日常生活の世話
  - ④褥創の予防・処置
  - ⑤リハビリテーション
  - ⑥ターミナルケア
  - ⑦痴呆症患者の看護
  - ⑧療養生活や介護方法の指導
  - ⑨カテーテル等の管理
  - ⑩その他医師の指示による医療処置
2. 指定訪問看護事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用額の支払いを利用者から受けるものとする。
- ①次条に規定する通常の事業の実施地域の境界を越えて行う指定訪問看護事業に要した交通費は事前に利用者の同意を得て、その境界を越えたところから利用者宅までの実費を徴収する。
  - ②おむつ代等の必要物品の費用は、実費相当分を徴収する。
  - ③死後処置を行った場合は、8,000円徴収する。

(通常の実施)

第8条 通常の実施の実施地域は、豊岡市、豊岡市城崎町、豊岡市竹野町、豊岡市日高町、豊岡市出石町とする。

(緊急時における対処方法)

第9条 訪問看護実施中に利用者の病状に悪化急変が生じた場合、速やかに主治医に連絡し、必要な措置を講じる。万一、主治医と連絡が取れない場合には、救急搬送の手続きをとる。

2. 看護師等は第1号の措置を講じた場合には、速やかに管理者に報告する。
3. 利用者の病状に即応した第2次、第3次救急について、その対策を平素より配慮するものとする。
4. 利用者の家族に対しても、救急についての知識の普及をはかる。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 指定訪問看護事業所は、従業者の質的向上を図るために、研修の機会を設けるとともに業務の体制を整備する。

2. 事業従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する為、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人及び事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(附則) この規定は、平成17年2月1日から施行する

[改定]この規定は平成18年4月1日をもって改定し施行する。

[改定]この規定は平成18年6月19日をもって改定し施行する。

[改定]この規定は平成23年12月1日をもって改定し施行する。

[改定]この規定は平成26年12月1日をもって改定し施行する。

[改定]この規定は平成27年7月10日をもって改定し施行する。

